

川崎市水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市水道条例 昭和33年7月15日条例第18号 (工事の施行及び費用負担)</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事は、管理者による施行が必要な場合を除き、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条の給水装置の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）<u>であるとき、又は災害その他非常の場合において、法第3条第5項に規定する水道事業者（本市を除く。）若しくは当該水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置の工事（管理者が別に定めるものに限る。）を施行する必要があると管理者が認めるときは、</u>この限りでない。</p> <p>2 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕及び撤去をしようとする者の負担とする。ただし、前項の管理者による施行が必要な場合における給水装置の修繕の工事に要する費用は、管理者が必要と認めるときは、本市においてその費用の全部又は一部を負担することができる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、管理者による施行が必要な場合の工事の実施及び指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>○川崎市水道条例 昭和33年7月15日条例第18号 (工事の施行及び費用負担)</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事は、管理者による施行が必要な場合を除き、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条の給水装置の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）<u>については、</u>この限りでない。</p> <p>2 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕及び撤去をしようとする者の負担とする。ただし、前項の管理者による施行が必要な場合における給水装置の修繕の工事に要する費用は、管理者が必要と認めるときは、本市においてその費用の全部又は一部を負担することができる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、管理者による施行が必要な場合の工事の実施及び指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。</p>